

丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略に係る今後の方向性について

1 国の地方創生の経過

地方創生は、平成26年11月に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、少子高齢化、東京圏への人口集中による地方人口の減少など、主に人口に関する課題に対し、豊かで安心な生活を営める地域社会の形成・地域社会を担う人材確保・地域における就業機会の創出を一体的に推進することを目的に始まりました。

しかし、人口が減少する中で、東京圏と地方との転出入均衡達成目標はいまだ達成できておらず、地方の過疎化や地域産業の衰退等がいまだ大きな課題となっているのが現状です。

これを受けて、国では、地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていくことを目的に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和4年12月23日の閣議決定により、まち・ひと・しごと創生法に基づく「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変更されています。

2 市総合戦略に係る今後の方向性

第1期、第2期を通じて進めてきた地方創生では、人口獲得と地域活性化を主眼に置いていましたが、国全体の人口減少と、地方から都市部への人口流出によって、人口問題は丹波市に大きく影響を及ぼしています。

については、引き続き人口問題の影響緩和に取り組みつつ、丹波市が抱える社会的課題等の解決を図り、市総合戦略に掲げる「市民一人ひとりが個性と持てる力を発揮し、持続的に発展するまち」を実現するためには、国が「デジタル田園都市国家構想」として掲げるデジタルの力を活用した社会課題解決・魅力向上に積極的に取り組むことが肝要であるため、第2期市総合戦略を「デジタル田園都市国家構想」に基づくものに改訂します。

なお、市総合戦略の改訂にあたっては、これまでの基本目標など、これまでの地方創生に関する取組は踏襲するものとします。

3 改訂にかかるスケジュール

(1) 第2期市総合戦略の一部改訂について

第2期市総合戦略の計画期間は、令和2年度から令和6年度までとしております。市総合戦略は、現在改訂を進めている市総合計画と計画期間等が関連していることから、当面の改訂としては、現計画期間の最終年度である令和6年度までに取組み可能なデジタルに係る施策を追加するなどの検討を行い、年内を目途に改訂を進めます。

(2) 第3期市総合戦略の策定について

第3期市総合戦略の策定にあたっては、先駆けて改訂を行った第2期市総合戦略を踏襲しつつ、新たに計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とし、長期的な観点から丹波市が目指す理想像（地域ビジョン）や具体的な施策の検討を行い、令和6年度中に策定を目指します。